

(様式第83号) (第62条、第63条の2、第66条関係)

受付印 年 月 日 長野県 県税事務所長 様		不 動 産 取 得 申 告 書 (住宅に係る 特例控除 土地減額 適用申告書)	
		共同取得した場合 (住所・氏名・持分割合)	
取 得 者	〒	電話 ()	
	住(居)所 (所在地)		
	フリガナ	持分割合	
氏名 (法人名)		_____	
取 得 し た 不 動 産 の 明 細			
種 類 区 分	家 屋		土 地
1 所在地番 (家屋番号)	郡 市 町 村 大字 番 (第 号)		郡 市 町 村 大字 番
2 登記の種類及び構造、地目	種類	居宅・店舗・工場・倉庫・事務所・ その他()	宅地・田・畑・山林・原野・公衆用道路・ 用悪水路・境内地・雑種地・ その他()
	構造	()造 ()ぶき()階建	
3 床面積	今回取得した面積 m ²	既存住宅面積 m ²	m ² (坪)
4 用途	住宅(専用住宅・セカンドハウス)・店舗・工場・事務所・ アパート(世帯)・ホテル・旅館・倉庫・物置・ 別荘・保養所・その他()		宅地・田・畑・山林・原野・公衆用道路・保安林・ 用悪水路・墓地・境内地・池沼・鉱泉地・別荘地・ 雑種地・その他()
5 取得原因	新築・改築・増築・売買・贈与・交換・真正回復・ 寄付・その他()		売買・贈与・交換・真正回復・寄付・ その他()
6 取得年月日	年 月 日		年 月 日
7 新築年月日	年 月 日		/

- ※1 控に受付印の必要な方は、この申告書を**2通作成**し、切手を貼った**返信用封筒**を添えて提出してください。
 ※2 記載方法については、裏面をお読みください。

(裏)

表面へ記載できない家屋及び土地の内訳を記載してください。

所在地番	構造及び用途 又は地目	床面積 又は地積	所在地番	構造及び用途 又は地目	床面積 又は地積

(記載上の注意)

- 「2 登記の種類及び構造、地目」、「4 用途」、「5 取得原因」欄は、該当するものに○をしてください。
- 「3 床面積 地積」欄のうち「既存住宅面積」の欄は、住宅を取得したときに増築の場合又は、既存の附属屋がある場合に、既存部分の面積を記入してください。
- 「4 用途」欄のうち、**住宅を取得したときは、専用住宅**（自己及び家族が日常生活の用に供する住宅又は賃貸により日常生活の用に供される住宅）か**セカンドハウス**（特定の人が年間を通じ継続して毎月1泊2日以上居住する家屋）いずれかに○をしてください。
なお、**別荘**とは、日常生活の用に供しない家屋又はその部分のうち、**専ら保養の用に供するもの**です。
- 「6 取得年月日」欄は、家屋を新築したときは、最初の使用又は譲渡（引渡し）の日のいずれか早い日を、中古の家屋又は土地を取得したときは、実際に所有権を取得した日を記入してください。
- 「7 新築年月日」欄は、中古の家屋を取得したときに、その家屋が新築された年月日を記入してください。
- 記載方法及び不動産取得税についてご不明な点や、各種軽減制度等について具体的にお知りになりたい場合は、お気軽に取得物件の所在地を担当する**県税事務所**までお問い合わせください。

《参考》 住宅及び住宅用土地に対する軽減制度について（あらまし）

- 住宅に対する軽減制度
 - 住宅を建築したときで、「**特例適用住宅**」（床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上240㎡以下のもの）に該当する場合は、評価額から1戸につき1,200万円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づいて「認定長期優良住宅」の新築が行われた場合は、1戸につき1,300万円）が控除されます。（床面積には、別棟の住宅用附属屋の床面積も含まれます。また、増改築の場合は増・改築後の全体の床面積によります。）
 - 住宅を自己の居住の用に供するために取得したときで、次の要件を全て満たす「**耐震基準適合既存住宅**」の場合は、新築された時期に応じて一定の額が控除されます。
 - 床面積が50㎡以上240㎡以下のもの（床面積には住宅用附属屋の床面積も含まれます。）
 - 次の（ア）、（イ）のいずれかの要件に該当するもの
 - 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること。
 - 新耐震基準**に適合していることの証明がされたものであること。（取得の前2年以内に評価されたものに限る。）

※取得時において「新耐震基準」に適合しない場合であっても、取得後6カ月以内に、耐震改修を行い「新耐震基準」に適合する証明を受け、かつ取得した人自身が居住を開始しているときは、新築された時期に応じて一定の額が減額されます。
- 住宅用土地に対する軽減制度
次に該当する場合は、申請により一定の不動産取得税が減額されます。
 - 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に「**特例適用住宅**」が新築された次の場合
 - 土地を取得した者が、住宅新築時までその土地を引き続き所有していた場合
 - 土地を取得した者がその土地を譲渡し、土地を譲り受けた者によりその土地の上に住宅の新築が行われた場合
 - 土地を取得した者が、その土地の取得日の前1年の期間内に、その土地の上に「**特例適用住宅**」を新築していた場合
 - 新築未使用の「**特例適用住宅**」及びその土地を、一定期間内に取得した場合

※住宅及び土地の取得日によって軽減制度の要件が異なります。

また、「**耐震基準適合既存住宅**」用土地についても一定の要件に該当するときは減額される場合がありますので、詳しくは取得物件の所在地を担当する**県税事務所**までお問い合わせください。